樹徳小学校　生徒指導規程

2025 年(令和 7 年)4 月 1 日　福山市立樹徳小学校

子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化する状況の中、児童自身が思いやりの心をもち、安心して学び、安全に生活のできる環境づくりを推進するために作成した。「学校生活の中で、一人一人が大切にされなければならない。」という認識に立ち、児童が主体的に学び、学びが面白いと思えるよう、自己指導を充実させる。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人一人が安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章　学校生活に関すること

（言葉）

第 2 条　学校内外では、友達や先生、地域の方に、気持ちのよいあいさつをする。

第 3 条　言葉づかいは、正しくていねいにする。

（服装）

第 4 条　校内外の学習活動及び登下校の際は、原則、学校の規定した服装を着用する。

※特別な事情がある場合、保護者等との話合いをもち、適切に対応する。

（学校での生活）

第 5 条　「安心・安全に過ごすために」「夏休みのくらし」「冬休みのくらし」「春休みのくらし」を守って生活する。

※学校生活においての規定については、必要に応じて児童とともに話し合う。

第 6 条　不要物（お金、お菓子、ゲーム等）は学校に持ってこない。（放課後も含める。）

第 3 章　校外生活に関すること

第 7 条　校外で何らかの事故にあった場合は直ちに学校に連絡する。

第 8 条　二人乗り等の交通規則及びマナーを守ること。

第 9 条　児童だけで校区外に出ない。（習い事や文化ゾーンでの学習は除く。）

第 10 条　児童間での金銭の貸し借り、おごり合いはしない。

第 4 章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第 11 条　問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1)　いじめ
(2)　児童間のけんか
(3)　対教師暴力・暴言
(4)　建造物、器物破損
(5)　金品強要・恐喝
(6)　甚だしい授業妨害
(7)　窃盗・万引き
(8)　飲酒・喫煙

（9）　その他、法令・法規に違反する行為
（10）その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（特別な指導）

第12条　特別な指導は、次の通りに行う。

（1）発達段階に応じ、自分を見つめさせ、高めさせることのできる指導を行う。
（2）原則、複数の教職員で指導にあたる。
（3）保護者の来校を求めたり、場合によっては関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努める。
（4）必要に応じて、個別指導を行う。

（個別指導）

第13条　個別指導は、次の通りに行う。

(1)児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らの内面を見つめさせることで、自己変革ができる場とする。
(2)児童が自らの行為をふり返り、充実したよりよい学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことのできる場とする。
(3)個別指導を行う際には、必要に応じて、教科の課題を用意したり、別途学習計画を立てたりして、児童の学習に遅れがでないようにする。

附則

この規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。